



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

J R東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年10月18日 No.136

雨合羽の「**全社統一貸与**」に向けて **大きく前進!**

申第8号「制服の見直しに関する第三次申し入れ」の団体交渉を開催!

東日本ユニオンは、10月16日に申第8号「制服の見直しに関する第三次申し入れ」の団体交渉に臨み、設備・電気・検修社員が着用する雨合羽の素材と機能の全社統一化と、営業・車掌・運転士型の制服を着用する男性社員のワイシャツ代と革靴代の支給を経営側に強く求めました。

【設備、電気、検修社員に貸与している合羽を、全社統一のゴアテックにすること】

<経営側の認識>

- ・制服以外の雨合羽やアノラックなどは「地方機関調達品」である。
- ・各地方で気候が違うことから、地方の特情にあった調達が合理的と考えている。
- ・地方では「雨合羽、アノラック、ウィンドブレーカーを」一括で調達している。
- ・支社ごとで、雨合羽に「性能と素材に差があること」が分かった。

【東日本ユニオンの主張】

- 地方によって雨合羽の性能がまったく違う。同じJR東日本で働く社員であり、同じ作業環境にあるにも関わらず、支社ごとに「差」があるのはおかしい。安全に作業を行うために防水性、透湿性など性能と素材を全社統一にすべきである。
- 現場社員が作業する上で、雨合羽の機能には防水性、透湿性が重要だ。ある地方の合羽は雨がしみ込み、湿気で蒸れるなど、社員個々で体調管理に苦労している。

【確認事項】

- ◎「新たな検討事項としていく」ことを確認!
- ◎「貴重な意見として勉強していく」ことを確認!



ワイシャツと革靴の購入費用は「**実費弁償**」すべきだ!

【駅、車掌、運転士型の制服を着用している男性社員に、ワイシャツ代を支給すること】

<経営側の認識>

- ・男女差別はしていない。経費としての判断に至らない理由の一つとして、ワイシャツは業務以外に冠婚葬祭などでも着用できるなど「汎用性」がある。

【東日本ユニオンの主張】

- ワイシャツは「制服の一部」とであると認識している。
- 「白を基調とした」との会社指導のもと、指導に準じて社員個人で購入している。経営側は社員の理性に甘んじていないか。
- 男性社員は「個人購入」、女性社員は「会社貸与」としている理由と根拠が明確ではない。
- ワイシャツ購入の費用は「経費」であり、2年分の実費弁償を求める!



【駅、車掌、運転士型（共通）について、革靴代を支給すること】

<経営側の認識>

- ・ワイシャツ同様に「汎用性」がある。

【東日本ユニオンの主張】

- 現場社員の履く革靴は、業務によって劣化や靴底の痛みが激しい!

